最終更新日：2024年8月8日
株式会社INPEX
代表取締役社長 上田隆之
問合せ先：広報・IRユニット IRグループ 03-5572-0750
証券コード：1605
https://www.inpex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、エネルギーの開発・生産・供給を、持続可能な形で実現することを通じて、より豊かな社会づくりに貢献することを経営理念としております。この経営理念のもと、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの協働により社会的責任を果たすとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。
当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針について、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を制定し、当社ウェブサイトに開示しております。
https://www.inpex.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－4＜政策保有株式＞
当社基本方針　第7条（政策保有株式に関する方針）をご覧ください。
また、2023年度の状況は以下のとおりです。
個別の政策保有株式について、保有目的、受取配当金、取引の状況、中長期的な取引拡大の可能性、事業シナジー、保有するリスク等を総合的に確認の上、当社の資本コストを認識しつつ、保有の適否を検証しました。その中で、政策保有意義を慎重に検討し保有の必要性が低下したと判断した銘柄については、売却を検討することを確認しました。

原則1－7＜関連当事者間の取引＞
当社基本方針 第9条（関連当事者間の取引、誓約書の提出）をご覧ください。

補充原則2－4－1<中核人材の登用等における多様性の確保>
本報告書「3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」をご覧ください。

原則2－6＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞
当社は、規約型確定給付企業年金の管理、運営をスチュワードシップコードの受け入れを表明している運用機関に委託しております。
年金制度の適正な運用を図るため、人事担当役員、財務・経理担当役員、労働組合代表等で構成される年金委員会を設置しており、運用基本方針、運用管理、政策的資産構成割合の策定及び見直しや年金財政に関する事項などを審議し、その議事の内容を受益者に開示しています。
また、資産の運用においては、定期的に社内専門部署が利益相反を適切に管理できる体制を整えております。更に年金委員会の構成メンバーが各種研修へ参加することにより専門性の向上を図る取組みを実施しています。

原則3－1＜情報開示の充実＞
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社基本方針 第2条（経営理念及び基本的な考え方）及び第15条（経営戦略及び経営計画）をご覧ください。
なお、当社グループは「長期戦略と中期経営計画（INPEX Vision @2022）」（以下、「INPEX Vision @2022」）を策定し、当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。
https://www.inpex.co.jp/company/midterm.html

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」をご覧ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社基本方針 第27条（取締役等の報酬）をご覧ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社基本方針 第25条（取締役等）及び第28条（監査役）をご覧ください。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社の取締役及び監査役の指名理由につきましては、「第18回 定時株主総会招集ご通知」及び「第17回　定時株主総会招集ご通知」の参考書類をご覧ください。
なお、社外取締役及び社外監査役の指名理由につきましては、本報告書「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他の

コーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項の［取締役関係］及び［監査役関係］」 において公表しておりますのでご参照ください。
（https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html）

補充原則3－1－3＜サステナビリティについての取組み等＞
＜サステナビリティについての取組み＞
本報告書「環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施」をご覧ください。

＜人的資本・知的財産への投資等＞
当社グループの経営理念を実現するためには、「現場力」と「技術力」そして「国際性」という強みを一層磨き、激変する事業環境においても柔軟に対応できる組織と人材が必要と考えております。目指す組織文化として「既成概念に縛られず自由闊達に意見を出しあい、新たなことに挑戦し続け、イノベーションを起こせる組織文化」、求める人材として「多様性の受容、成長意欲、自律的行動をもとに、ビジネス現場で価値を創出する人材」と定義し、これを実現するために人材戦略基本方針に基づき、各種重点施策に取り組んでおります。

［人材戦略基本方針］
従業員のチャレンジ精神、自律的行動を後押しする組織・職場・風土をつくることで「最高に働きがいのある会社」を実現
前例にとらわれないアイデア・変革を「是」とし、「イノベーション」を後押しする文化の醸成
「安全第一」のマインドを持ち、個のパフォーマンス発揮と協働によるゴール達成を後押しする風土の構築
多様な人材が活躍するための適所適材配置と適正な評価・処遇の実現
ビジネススピードに適応した「グローバルレベル」での「リーダー人材の育成と配置」及び多様なバックグランドを持った人材の融合による価値創造の実現
透明性の高い評価とそれに基づく競争力のある処遇によるモチベーションの向上
変化するビジネス現場で価値の創造を継続的に実現できる人材の確保・育成とエンゲージメント向上
当社ビジネスへの理解・共感に向けた採用ブランディングの確立
現場力・技術力を上げるための国内外における「実践的な成長機会」の提供

知的財産への投資
当社は、経済合理性・エネルギー需給バランスを確保しつつ、地球規模の気候変動を抑制させる為にネットゼロカーボン社会へと移行するエネルギートランジションに取り組んでいます。
当社の長期戦略INPEX Vision @2022を踏まえ、エネルギートランジション実現に貢献し、主要エネルギー供給事業者としての責務を果たすために、事業の基盤となる技術、更には新事業開発の先鋒としての技術の在り方・方向性と将来達成すべき目標を「INPEX技術戦略」としてまとめました。
「INPEX技術戦略」詳細については当社Webサイトに開示しております。
https://www.inpex.co.jp/business/technology/strategy/

補充原則4－1－1＜経営陣に対する委任の範囲＞
当社基本方針 第14条（取締役会の役割・責務）第3項をご覧ください。

補充原則4－1－3＜後継者計画＞
当社基本方針 第32条（後継者計画）をご覧ください。

原則4－9＜独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社基本方針 第29条（独立性基準）及び別紙2（社外役員の独立性に関する基準）をご覧ください。

補充原則4－10－1＜任意の仕組みの活用＞
当社基本方針 第13条（機関設計）第3項、第25条（取締役等）第2項及び第3項、第27条（取締役等の報酬）第1項、第32条（後継者計画）をご覧ください。

補充原則4－11－1＜取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方＞
当社基本方針 第16条（取締役会の構成）第1項及び第3項をご覧ください。
当社取締役のスキル・マトリックスについては、「第18回　定時株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しております。
https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html

補充原則4－11－2＜取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況＞
取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、定時株主総会招集通知の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、開示を行っております。
https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html
https://www.inpex.co.jp/ir/library/securities.html

補充原則4－11－3＜取締役会全体の実効性についての分析・評価＞
当社は、取締役会全体が適切に機能しているかを定期的に検証し、課題の抽出と改善の取組みを継続していくことを目的として、取締役会全体の実効性の評価を毎年実施し、その結果の概要を開示することとしております。この方針に基づき、第9回目となる2023年度の評価を実施いたしました。評価方法及び結果の概要は以下のとおりです。
［評価方法］
2023年9月開催の社外取締役と監査役の会合において、前回の実効性評価より抽出されたアクションプランへの取り組み状況について中間振り返りを行うと共に、第三者評価機関の関与の仕方を含む2023年度の実効性評価の実施方法について議論を行いました。
その結果、外部の大手法律事務所を起用して、アンケート内容・構成、取締役会事務局の集計・分析手法及び改善案の妥当性の確認を行うこととしました。その後、11月開催の取締役会において、2023年度の実施方針、第三者評価機関からのレビューを受けた事務局作成のアンケート内容・構成など、2023年度の評価項目について審議を行いました。
同審議の内容を踏まえ、評価項目については以下のとおりとしたうえで、全ての取締役及び監査役に対して完全無記名のアンケート調査(WEB形式)を実施し、事務局にてアンケート回答結果の集計及び分析を行い、その集計・分析手法及びアクションプラン案の妥当性に関して第三者評価機関による確認・指摘を受けた上で、2024年1月の社外取締役・監査役と代表取締役との会合において、集計・分析結果及び今後の課題と取組みについて議論を行い、2月の取締役会において、評価結果を確認しました。

［評価項目］

2023年度のアンケート項目は以下のとおりです。設問ごとに概ね4段階で評価する方式としており、具体的な意見の吸い上げのために、多くの質問に自由記述欄を設けました。
第1章【自己評価】
第2章【取締役会の構成】
第3章【取締役会の運営】
第4章【取締役会への支援体制】
第5章【取締役会の役割・責務】
第6章【指名・報酬諮問委員会】
第7章【前回策定したアクションプランへの取組み】
第8章【自由記述】

【前年度の実効性評価結果を踏まえた2023年度の取組み】
2022年度の取締役会実効性評価の結果を踏まえた2023年度の取組み状況は以下のとおりです。
1. 経営戦略の議論の充実
・INPEX Vision @2022の進捗について定期的に取締役会で報告を実施。
・計画達成に特に大きく影響を及ぼす案件について、個別に審議事項を設定し、複数回の議論を実施。
2. 取締役会における議論の更なる活性化
・経営会議やそれ以前の社内における議論の論点紹介を充実。
・新規案件の決議に至る過程において、その背景事情を明らかにするとともに、必要に応じ複数回の審議を実施。
・中東地域情勢等のタイムリーなテーマについて、社外専門家等による講演会・取締役会との意見交換会を実施。役員懇親会等の交流機会の確保や社外役員向けの国内外主要操業現場の見学会を開催。
・資料の事前提供や事前説明会を継続した上で、集中審議案件の提示など新たな取組みを進め、限られた時間の中でもメリハリの効いた運営を継続。
3. 取締役会の在り方に係る議論の深化
・取締役会メンバーの更なる多様性の確保及び適正な取締役会の人数規模・構成について、指名・報酬諮問委員会にて議論を深化させ、その議論の内容を取締役会にフィードバック。
4. ポートフォリオマネジメントの継続的な強化
・ネットゼロ5分野における各事業の状況を踏まえた資金配分等の考え方について議論を実施。
・コアエリア別のNPV（正味現在価値）やリスク等の情報を整理し、継続的に取締役会に報告等を実施。

【2023年度の評価結果の概要】
社外取締役・監査役と代表取締役の会合、経営会議及び取締役会での審議の結果、2023年度の取締役会の実効性については以下の評価結果が確認されました。
・ 取締役会の構成について、メンバーの知見・経験は十分な多様性を備えており、取締役会の人数規模や社外取締役の割合についても概ね現状において問題はないものの、今後は、更なる多様性確保も含め、取締役会の在り方に係る議論を深化させるべき。
・ 事前説明会の開催や経営会議等での議論の共有及び専門用語の解説・注釈等の、取締役会の議論活性化に向けた取組みはいずれも有効であり、継続するべき。
・ 非常勤役員の知見・理解向上に向けた機会提供については、社外専門家による講演会や、国内外操業現場等の見学によって十分確保されており、各取組みを継続するべき。
・ 指名・報酬諮問委員会については、指名・報酬両分野における審議等において必要な役割を果たしている。今後は、指名・報酬諮問委員会の独立性の更なる強化を図るとともに、取締役会との連携強化の取組みも継続・深化させるべき。
上記を含む個別の評価結果を総括した結果、2023年度の取締役会全体の実効性は、全体として前年度に引き続き十分に確保されていると評価されました。

【更なる実効性向上に向けた取り組み】
取締役会の更なる実効性の確保に向け、今後の取り組みとして、以下のアクションプランが設定されました。
1. 経営戦略の議論の充実
・次期中期経営計画の策定に向けた「審議事項」を複数回設定し、十分な議論の機会・時間を確保する。
2. 取締役会の議論の活性化
・資料・事前説明等において、経営会議やその前段階の議論における論点・指摘の紹介、専門用語の解説・注釈の徹底等を充実させ、取締役会への上程プロセスを一層明確化する。
・取締役会メンバー以外も含めた適切な交流・意見交換の機会を設ける。また、必要に応じ国内外の現場見学を実施する。
・企業経営、サステナビリティ分野、主要事業国における環境政策・規制の動向、技術動向等についての取締役会メンバーの更なる知見向上への取組みとして、社外専門家等による講演会等の手法を検討し、実施する。
・集中審議案件の提示等によるメリハリの効いた運営を継続し、重要事項に対する審議の質をより一層高める。
3. 指名・報酬諮問委員会の機能強化
・代表取締役社長のサクセッションプランについて、今後の指名・報酬諮問委員会での議論を深化させ、その結果を取締役会に報告する。
・委員会の独立性強化のため、指名・報酬諮問委員会の委員長については社外取締役とする。
・指名・報酬諮問委員会での審議内容について、委員長他からの取締役会報告の更なる充実化を図る。
4. 取締役会の在り方に係る議論の深化
・取締役会メンバーの更なる多様性の確保(女性の増員、異業種経営経験者、外国人の参加等)、適正な取締役会の人数規模・構成について、引き続き指名・報酬諮問委員会にて議論を深化させる。
なお、第三者評価機関より、事務局による評価結果の集計・分析は適切に行われており、それらによる導き出された上記のアクションプランの設定は妥当であるとの評価を得ております。
当社は、今回の評価結果を踏まえて、引き続き、取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

補充原則4－14－2＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
当社基本方針　第33条（トレーニング方針）をご覧ください。

原則5－1＜株主との建設的な対話に関する方針＞
当社基本方針　第34条（株主との建設的な対話）及び別紙3（株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針）をご覧ください。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

当社は資本効率の向上と、当社の将来事業成長への市場の信認を得ることにより、持続的な企業価値の向上を目指していきます。具体的な対応状況については、当社ホームページ「IRライブラリー」に掲載の「2024年12月期 第2四半期（中間期）決算説明会資料」の7ページから12ページをご覧ください。
https://www.inpex.co.jp/ir/library/pdf/presentation/Presentation20240808-a.pdf

【株主との対話の実施状況等】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家との対話の充実に取り組んでおります。対話の場で把握された意見等は、経営陣幹部や取締役会へ定期的にフィードバックされております。
株主・投資家との対話の実施状況の詳細については、当社統合報告書「情報開示体制と株主・投資家向けの活動」にて開示しております。
https://www.inpex.co.jp/ir/library/pdf/integrated_report/inpex_integratedreport202312.pdf

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
経済産業大臣	276,922,801	22.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	159,266,960	12.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	77,581,160	6.21
石油資源開発株式会社	53,446,600	4.28
日本証券金融株式会社	33,099,700	2.65
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	29,270,984	2.34
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　５０５２３４	20,713,643	1.66
野村信託銀行株式会社（投信口）	16,756,400	1.34
ＪＰモルガン証券株式会社	15,527,666	1.24
三菱商事株式会社	14,623,200	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．経済産業大臣の所有株式数には甲種類株式1株が含まれております。
2．上記【大株主の状況】は、2024年6月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
3．2022年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者7社が2022年3月15日現在で以下の当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
氏名又は名称 ブラックロック・ジャパン株式会社(他共同保有者7社)
保有株券等の数　69,831,037株
株券等保有割合　5.04%
4．2024年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社その共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2024年1月31日現在で以下の当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
氏名又は名称　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
保有株券等の数　37,464,600株
株券等保有割合　2.98%
氏名又は名称　日興アセットマネジメント株式会社
保有株券等の数　28,003,100株
株券等保有割合　2.22 %
5．2024年5月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者3社が2024年4月30日現在で以下の当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
氏名又は名称　野村證券株式会社(他共同保有者3社)
保有株券等の数　63,042,054株
株券等保有割合　5.01%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	鉱業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会(以下、「甲種類株主総会」という)の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式は、経済産業大臣に対して発行しております。また、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

経営上の一定の重要事項は、「取締役の選解任」、「重要な資産の全部または一部の処分等」、「定款変更」、「統合」、「資本金の額の減少」及び「解散」であります。このうち「取締役の選解任」及び「統合」については、当社普通株式について公的主体以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合に、甲種類株主総会の決議が必要となります。

経済産業大臣は、甲種類株式による拒否権の行使(甲種類株主総会における不承認の決議)について、平成18年4月3日経済産業省告示第74号をもって甲種類株式の議決権行使の基準を制定しております。経済産業大臣が拒否権を行使できる場合は、上記重要事項ごとに、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、又は「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」、又は「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」となっております。同告示は数次の改正を経て、現在は令和4年3月24日経済産業省告示第54号において改めて告示されております。

このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、当社の役割が確保されると考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、したがって甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社としては、甲種類株式による拒否権の対象が限定され、拒否権行使についても同基準の設定がなされていることにより、当社の経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、またその影響が必要最小限にとどまるよう設計されているものと考えております。

なお、甲種類株式に関する詳細な内容につきましては、2024年3月27日付『有価証券報告書』第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】等をご参照下さい。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳井　準	他の会社の出身者											
飯尾　紀直	他の会社の出身者											
西村　篤子	その他											
西川　知雄	弁護士											
森本　英香	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳井　準	○	―――	主に、企業経営者としての経験や資源･エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的な視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
飯尾　紀直	○	―――	主に、企業経営者としての経験や資源･エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的な視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
西村　篤子	○	―――	外交官としての豊富な経験や国際情勢に関する幅広い見識に加え、大学教授としての専門知識等を活かし、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
西川　知雄	○	―――	国際弁護士としての豊富な経験と見識に加え、大学教授としての専門的な知識をはじめとする様々な分野に関する知見を活かし、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
森本　英香	○	―――	環境省における経歴を通じて培われた環境及びエネルギー政策に関する豊富な経験と見識に加え、大学教授としての専門知識等を活かし、サステナビリティの視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役等の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として2017年1月に指名・報酬諮問委員会を設置、取締役等の指名と報酬について審議し、取締役会に答申しております。2024年3月26日開催の臨時取締役会において、改めて社内取締役1名、独立社外取締役3名が本委員として選任され、同日付にて就任しました。また、独立社外取締役を委員長に選定しております。本委員会の委員構成は本報告書「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のとおりです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との定例会合及び随時会合において、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告及び財務報告に係る内部統制監査の報告を受けるとともに、テーマ毎の会合（年10回程度）を持ち、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。
監査役は、内部監査部門（監査ユニット）の年度監査計画の策定に際して意見交換を行い、監査ユニットが実施した内部監査の報告を四半期毎に受けております。さらに、常勤監査役は、監査ユニットが実施した内部監査、財務報告に係る内部統制評価の状況等について随時報告を受けられるよう、年10回程度の定例会議を開催する等、監査ユニットと日ごろより連絡を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
刀禰　俊哉	他の会社の出身者													
麻生　憲一	他の会社の出身者													
秋吉　満	他の会社の出身者													
木場　弘子	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
刀禰　俊哉	○	同氏は常勤の社外監査役であります。	財務及び税務等の分野における豊富な経験と幅広い見識及を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
麻生　憲一	○	同氏は常勤の社外監査役であります。	国際金融･財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
秋吉　満	○	―――	財務及び経営等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
木場　弘子	○	―――	フリーキャスター、大学の教員としての豊富な経験と見識に加え、総合資源エネルギー調査会や交通政策審議会等の公職を歴任し、多様で幅広い知識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	9 名

その他独立役員に関する事項

当社においては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

1　当社の主要株主（直接又は間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者
2　当社を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者
3　当社の主要な取引先（*2）又はその業務執行者
4　当社又はその子会社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5　当社又はその子会社の会計監査人（当該会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人に所属する者をいう。）
6　当社又はその子会社から、過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄附又は助成を受けている者（ただし、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該寄附又は助成の額が、過去3年平均で、年間1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える団体の理事その他業務を執行する役員。）
7　直近3年間において、上記1から6のいずれかに該当していた者
8　次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者（*3）を除く。）の二親等以内の親族
（1）　上記1から7のいずれかに掲げる者
（2）　当社の子会社の業務執行者
（3）　当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（4）　直近3年間において上記（2）若しくは（3）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
9　前各号のほか、当社における実質的な判断の結果、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

*1　「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先における事業等の意思決定に対して、当社が当該取引先の親子会社･関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当社との取引による連結売上高等が当該取引先の直近事業年度の連結売上高

等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業等が考えられる。
*2 「当社の主要な取引先」とは、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による連結収益が当社の直近事業年度の連結収益の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手等が考えられる。
*3 具体的に「重要」な者として想定されるのは、1から3の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、4及び5の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）を想定している。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の全員について、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、独立役員との関係に関し、役員の属性に係る取引高の軽微基準として、以下の背景に鑑み、「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」を定めております。

（背景）
当社が国内外で生産する石油・天然ガスの販売形態は石油元売り会社、電力会社および都市ガス事業者等に対する卸売りがほとんどであり、自ずと販売先が限定されるという特徴があります。
また、当社の販売先数は、業界の再編による企業統合等により減少してきており、一つの取引先に占める取引割合が相対的に高くなる傾向にあります。これらに加え、石油・天然ガス等の価格は国際市場において形成されており、当社あるいは特定の企業が恣意的に設定することができない特殊性があります。
このため、当社の役員が当社の一定の取引先企業の出身者等であることにより、その者との間で特別に有利な取引を行えるとは言えず、このことのみにより独立性を損なうものではないと考えております。
さらに、以上の特殊性も踏まえ、当社取締役が会社法上の競業避止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識を持って経営に当たり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役から、これらの点を確認する「誓約書」を受理しております。

（軽微基準）
・当社の直近事業年度の連結収益及び連結売上原価に占める、社外役員の重要な兼任先である会社との取引高の割合、並びに開示書類等から合理的に推計できる、社外役員の重要な兼任先である会社の直近事業年度の連結売上高等及び連結売上原価等に占める当社との取引高の割合が、いずれも15%未満であること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおり、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位ごとの職務内容に応じた「基本報酬」、短期インセンティブとしての「賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」で構成します。
短期インセンティブである賞与については、当社の主要な財務指標である親会社株主に帰属する当期純利益（以下「当期利益」）と探鉱投資前営業キャッシュフローに加え、非財務指標として安全指標（重大な事故ゼロ）を採用し、0%～200%の変動幅で算定します。
中長期インセンティブである株式報酬については、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）（以下併せて「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績及び企業価値向上への取締役等の貢献意識を高めることを目的とした業績連動型の要素と、取締役等の自社株保有を通じて株主との利害共有意識を強化することを目的とした固定型の要素を併せた信託型株式報酬制度を通じて支給します。業績連動部分にかかる指標は、中期経営計画における主要な財務指標である当期利益、探鉱投資前営業キャッシュフロー、ROE及び総還元性向に加えて、主要な非財務指標であるバレル当たり生産コスト及び温室効果ガス排出原単位を採用し、0～200%の幅で算定します。なお、取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。

[役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数]

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	544	350	141	52	8
監査役 (社外監査役を除く)	34	34			2
社外役員	166	166			11

(注) 1. 上表には、2023年3月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名 (うち、社外監査役2名) を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬は、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において、賞与を含めて年額9億円以内 (うち社外取締役に対して1億円以内) と決議しており、当該決議日時点の員数は12名 (うち社外取締役は5名) です。
3. 監査役の基本報酬は、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において、年額1億4,000万円以内と決議しており、当該決議日時点の員数は5名です。
4. 賞与及び株式報酬は業績連動報酬に該当します。また、株式報酬は非金銭報酬等に該当します。
5. 当社は、2018年6月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役及び執行役員の株式報酬制度 (役員報酬BIP信託) の導入を決議いたしました。表の株式報酬は、取締役に対する役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額です。なお、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において当社が拠出する1事業年度あたりの金員の上限は4億3,400万円、制度対象者に付与するポイントの1事業年度あたりの上限は806,000ポイント (当社株式806,000株相当) に改定しており、当該決議日時点の取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く) の員数は7名です。

[提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等]
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

[使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの]
使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものはありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役 (社外取締役を除く。) の報酬は、役位ごとの職務内容に応じた「基本報酬」、短期インセンティブとしての「賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」で構成し、社外取締役はその職務の独立性の観点から、「基本報酬」のみとします。
取締役の報酬は、指名・報酬諮問委員会において報酬等の額及び算定方法並びに個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づく主要事項を審議のうえ、取締役会に対して答申を行うこととし、取締役会は同委員会の答申の内容を踏まえ、株主総会で承認された内容及び金額の枠内で決定することとします。なお、個人別の各種類別報酬の支給額については、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が、委員の過半数を、独立社外取締役を含む社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の審議内容に基づき決定します。また、当社を取り巻く外部環境や社会・経済情勢等に鑑み、各報酬にかかる目標値や算定方法等の妥当性について指名・報酬諮問委員会において慎重に審議のうえ、同委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により各取締役の報酬額に必要な調整を加えることがあります。
取締役の報酬水準は、外部報酬調査機関による同規模企業群及び類似業種企業群をピアグループとした役位ごとの報酬水準に係る調査・分析を行った後、指名・報酬諮問委員会において妥当性を検証します。
社内取締役の基本報酬、賞与、株式報酬の比率については、原則として上位の役位ほど業績連動報酬 (賞与及び株式報酬) のウェイトが高まる構成とします。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役による経営監督機能をサポートするため、取締役会資料は原則3日前までに事前提供し、重要な議案については事前説明を実施しております。
また、社外監査役をはじめとする監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者4名を置いており、当該監査役補助者は、監査役の指示に従いその職務を行っております。
更に、社外取締役や監査役、代表取締役による定期会合を年数回開催し、経営上の重要なテーマについて幅広く意見交換する機会を設けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
椙岡　雅俊	顧問	財界活動、産業界･学会における技術交流活動等 (経営非関与)	非常勤･報酬有	2008/9/30	内規に定めあり
黒田　直樹	特別顧問	財界活動、多国間交流に係る活動等 (経営非関与)	非常勤･報酬有	2010/6/23	内規に定めあり
北村　俊昭	相談役	財界活動、多国間交流に係る活動等 (経営非関与)	常勤･報酬有	2018/6/26	内規に定めあり

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	3 名

その他の事項

相談役･顧問等は取締役会の決議により選任しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要) 更新

[取締役会]
　取締役会は、株主に対する受託者責任を認識した上で、実効的なコーポレート･ガバナンスの実現により、十分な監督機能を発揮するとともに、経営の公正性･透明性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを責務としております。
　当社の取締役会は10名で構成され、うち5名は社外取締役であります。取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営戦略や重要な業務執行について審議･決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。
　また、グローバルな経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任をより明確化するため、取締役の任期について1年としております。

最終更新日における取締役会の構成及び2023年度の取締役会の出席状況は以下のとおりです。

氏名	会社における地位	取締役会への出席状況
上　田　隆　之	代表取締役社長	100%(16回/16回)
川　野　憲　二	代表取締役 副社長執行役員	100%(16回/16回)
大　川　人　史	取締役　専務執行役員	―(注1)
山　田　大　介	取締役　専務執行役員	100%(16回/16回)
滝　本　俊　明	取締役　専務執行役員	100%(12回/12回) (注2)
柳　井　　準	取締役(社外)	100%(16回/16回)
飯　尾　紀　直	取締役(社外)	100%(16回/16回)
西　村　篤　子	取締役(社外)	100%(16回/16回)
西　川　知　雄	取締役(社外)	100%(16回/16回)
森　本　英　香	取締役(社外)	100%(16回/16回)

(注1) 2024年3月26日に就任したため、該当事項はありません。
(注2) 2023年3月28日の就任後の状況を記載しております。
(注3) 2023年3月28日に退任した取締役池田隆彦氏は出席対象となる取締役会全4回の全てに出席しております。
(注4) 2024年3月26日に退任した取締役北村俊昭氏、橘高公久氏、佐瀬信治氏は2023年度の取締役会全16回の全てに出席しています

2023年度の取締役会における具体的な検討内容及び審議件数は以下のとおりです。

具体的な検討内容	審議件数
個別案件(石油･天然ガス分野)	41
コーポレート･ガバナンス	23
経営戦略･事業戦略･市場との対話	23
財務･経理	17
HSE	10
個別案件(ネットゼロ5分野)	10
株主総会	8
コンプライアンス	7
サステナビリティ	5
合計	144

[経営会議]
　業務執行の決定に関しては、意思決定の迅速化の観点から、経営会議を設置し、取締役会の決議事項に属さない事項についての機動的な意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定に資するための議論を行っております。経営会議は毎週ないし適宜開催されます。

当社の経営会議は、常勤の取締役、本部長である執行役員及び議長が必要と判断し経営会議の決議によって選任された執行役員をもって構成されており、本報告書提出日時点の構成員は15名となります。効率的な議事運営の観点から、業務に最も精通した代表取締役社長が経営会議の議長を務めることとしております。

【執行役員制度】
急速に変化する経営環境及び業容の拡大に的確・迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制の明確化を図るとともに、一層機動的かつ効率的な経営体制を構築しております。なお、執行役員の任期については、事業年度毎の執行責任をより明確化するため、1年としております。

【監査役及び監査役会】
(組織及び人員)
当社は監査役制度を採用し、5名の監査役により監査役会を構成し、うち4名は社外監査役であります。
これらの監査役は、当社の事業や財務・会計・法務等の分野に関する豊富な経験と知識を有しており、それらを監査業務に活かしております。
また、監査役の職務遂行を補助するため、執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、これに必要な適正な知識、能力を有する専任の使用人を4名配置しております。

(監査役及び監査役会の活動状況)
a) 2023年度に開催した監査役会と個々の監査役の出席状況
2023年度は合計17回開催し、以下のとおり全監査役がすべての監査役会に出席しております。

氏名	役職	当事業年度の取締役会出席率	当事業年度の監査役会出席率
川 村 明 男	常勤監査役	100% (12/12回)	100% (13/13回)
刀 禰 俊 哉	常勤監査役 (社外)	100% (12/12回)	100% (13/13回)
麻 生 憲 一	常勤監査役 (社外)	100% (12/12回)	100% (13/13回)
秋 吉 満	監査役 (社外)	100% (16/16回)	100% (17/17回)
木 場 弘 子	監査役 (社外)	100% (16/16回)	100% (17/17回)

(注) 川村監査役、刀禰監査役及び麻生監査役は、2023年3月28日開催の第17回定時株主総会にて選任(新任)され、秋吉監査役及び木場監査役は、同定時株主総会において、選任(再任)されました。

b) 監査役会の活動状況
監査役会は、原則として取締役会開催同日に月次で開催されるほか、必要に応じて開催されております。監査役会は、監査計画を含む法定事項などを決議するほか、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。また、監査役間で、監査活動で把握した課題等につき情報共有を図るとともに、必要に応じて議論を行なっております。

c) 監査役の活動状況
各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて議案に関する説明の聴取や意見陳述を行っております。
また、定期的に代表取締役との意見交換を目的とした会合を開催し、経営方針の進捗状況や内部統制システムの構築・運用状況等を確認しているほか、各取締役の業務執行状況を把握するため、ヒアリングを定例化しております。
常勤監査役は、これらに加え、週1回ないし適宜開催される経営会議および適宜開催されるコンプライアンス委員会への出席、稟議書の閲覧等による情報収集を行い、必要に応じて担当部署に対するヒアリング、担当部署からの報告等を受けております。
さらに、常勤監査役は、コンプライアンス担当役員より、内部通報の内容及びその対応について速やかに報告を受けております。

【内部監査】
業務執行部門から独立した内部監査部門として社長直属の監査ユニット(提出日現在で専任14名)を設置しております。監査ユニットは、当社及びグループ会社の経営諸活動の全般にわたる内部統制の整備・運用状況について内部監査を通じて検証し、改善すべき事項等を識別しております。改善すべき事項はその是正完了までフォローし、さらに重要な事項については内容を社内各部門にも共有することにより、内部統制の有効性の維持・向上に貢献しております。
年度監査計画の立案に際しては、監査役 との意見・情報交換を行い、社長の承認を得た後に取締役会に対しても報告を行っております。また、監査結果は社長、取締役会、監査役会及び常勤監査役へ報告し、会計監査人とも共有しております。
内部監査に従事する者の専門性を確保するため、監査ユニットでは内部監査関連の資格取得や社外講座の積極的な受講を奨励しており、複数の公認内部監査人(CIA)有資格者を擁しております。内部監査の実施に際して求められる能力や経験を一覧にした「スキルマップ」を所属員毎に作成・更新しており、教育訓練計画の立案や、各人の経験・専門性に応じた業務の割り当てに活用しております。また、内部監査の品質を継続的に改善するために、独立した外部の評価者による外部品質評価を最低でも5年に一度実施することを定めております。

【会計監査】
会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人より受けております。2023年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は、以下のとおりとなっております。
・継続監査期間
48年間
・業務を執行した公認会計士の氏名
山崎 一彦、髙橋 聡、清水 幹雄、諸貫 健太郎
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士:61名、会計士試験合格者等7名、その他:35名

(公認会計士等に対する報酬の内容)
第18期事業年度における公認会計士等に対する報酬の内容は、以下のとおりであります。
監査証明業務に基づく報酬 当社 411百万円、子会社 95百万円
非監査業務に基づく報酬 当社 - 、子会社 8百万円

(その他の重要な報酬の内容)
当社の在外子会社のINPEX Ichthys Pty Ltd等はErnst & Youngに対して、現地法定監査の報酬を支払っております。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)
該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)
監査報酬は、監査計画・監査日数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で、決定しております。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】
(監査役室)
監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人4名を置いております。

(会計監査人との連携)
監査役は、会計監査人との定例会合及び随時会合において、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告及び財務報告に係る内部統制監査の報告を受けるとともに、テーマ毎の会合(年10回程度)を持ち、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。

(内部監査部門との連携)
監査役は、内部監査部門(監査ユニット)の年度監査計画の策定に際して意見交換を行い、監査ユニットが実施した内部監査の報告を四半期毎に受けております。さらに、常勤監査役は、監査ユニットが実施した内部監査、財務報告に係る内部統制評価の状況等について随時報告を受けられるよう、年10回程度の定例会議を開催する等、監査ユニットと日ごろより連絡を密にしております。

(重要会議への出席)
取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、必要に応じて議案に関する説明の聴取や意見陳述を行っております。

(代表取締役との定期的会合)
年2回、代表取締役との意見交換を目的とした会合を開催し、経営方針の進捗状況や内部統制システムの構築・運用状況等を確認しております。

(取締役との会合)
各本部の取締役から業務執行の状況をヒアリングするための会合を定例化しております。

(社外取締役との連携)
社外取締役と定期会合を持ち、当社の現状について幅広く意見交換をすることで適切な連携を確保しております。

(常勤監査役連絡会)
常勤監査役間の情報の共有化、各監査役監査の実効性の向上を目的として、定期的に連絡会を開催し、執行部門からのヒアリングを行いつつ、監査役間での意見交換を行っております。

【各種委員会】
取締役会への諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」及び「経営諮問委員会」を設置しており、また業務執行に係る各種委員会として、「コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ推進委員会」、「コーポレートHSE委員会」、「情報セキュリティ委員会」及び「IVAS審査会」をそれぞれ設置しています。各委員会の概要は以下のとおりです。

(指名・報酬諮問委員会)
取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として2017年1月に指名・報酬諮問委員会を設置、取締役等の指名と報酬について審議し、取締役会に答申しております。2023年度は6回開催しました。また、2024年3月26日開催の臨時取締役会において、改めて社内取締役1名、独立社外取締役3名が本委員として選任され、同日付にて就任しました。

最終更新日時点における指名・報酬諮問委員会の構成及び2023年度における指名・報酬諮問委員会の出席状況は以下のとおりです。

	氏名	出席状況
委員長	柳 井 準(独立社外取締役)	100%(6回/6回)
委員	飯 尾 紀 直(独立社外取締役)	100%(6回/6回)
委員	西 村 篤 子(独立社外取締役)	100%(6回/6回)
委員	上 田 隆 之(代表取締役社長)	100%(6回/6回)

(注) 2024年3月26日に退任した代表取締役北村俊昭氏は出席対象となる指名・報酬諮問委員会6回の全てに出席しております。

2023年度における具体的な検討内容は以下のとおりです。
(指名)
・中期経営計画の進捗、主な経営課題の現状、及び実行組織の再編
・2024年12月期 新執行役員体制
・社内・社外取締役に求める要件(再定義)
・取締役及び代表取締役候補者
・取締役及び監査役のスキル・マトリックス
(報酬)
・報酬水準の妥当性検証(ピアグループとの比較)
・2023年12月期 会社業績、経営指標の実績、各部門業績
・業績連動報酬(賞与・株式報酬)KPIの実績
・2023年12月期 取締役賞与・株式報酬支給案
(指名・報酬)
・年間協議スケジュール
・指名・報酬諮問委員会規程の改定、諮問委員および委員長の改選

(経営諮問委員会)
国際的な政治経済情勢及びエネルギー情勢の展望、グローバル企業としての経営戦略の在り方、コーポレート・ガバナンスの強化の在り方等の諸課題について、外部有識者から取締役会に多面的かつ客観的な助言・提言を頂き、企業価値及びコーポレート・ガバナンスの向上を目指すことを目的として、2012年10月に経営諮問委員会を設置しております。本委員会は同分野に幅広い知見を有する大学教授等国内外の外部有識者から構成され、社内から代表取締役及び経営企画本部長等が出席します。2023年度は2回開催しました。

最終更新日時点における経営諮問委員会の構成及び2023年度における経営諮問委員会の出席状況は以下のとおりです。

	氏名	出席状況
委員	小 山 堅(一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 専務理事・首席研究員)	100%(2回/2回)
委員	竹 内 純 子(NPO法人 国際環境経済研究所 理事・主席研究員)	100%(2回/2回)
委員	安 田 隆 二(一橋ビジネススクール 国際企業戦略専攻 特任教授)	100%(2回/2回)

(注) 2023年6月末日に退任したケント カルダー氏（社外有識者）、山内昌之氏（社外有識者）は出席対象となる経営諮問委員会1回の全てに出席しております。

2023年度における具体的な検討内容は以下のとおりです。
・2050年ネットカーボンゼロ世界にどう対処するか
・GX実現に向けた基本方針の評価と課題―カーボンプライシングを中心にー
・国際エネルギー情勢の展望と課題 ― 日本エネルギー経済研究所（IEEJ）アウトルック2024の論点を中心に ―
・GX実行会議の背景と概要及び国際動向

（コンプライアンス委員会）
グループ全体として一貫したコンプライアンスの取組みを推進することを目的として、2006年4月にコンプライアンス委員会を設置しております。本委員会はコンプライアンス担当役員を委員長とし、常設組織の本部長・担当役員から構成され、コンプライアンスに関わるグループの基本方針や重要事項を審議し、コンプライアンス実践状況を管理しております。2023年度は4回開催しました。
本書提出日現在の委員は以下のとおりであります。
委員長：川野憲二氏（代表取締役 再生可能エネルギー事業本部長、戦略プロジェクト室担当、コンプライアンス担当、海外事業統括）
副委員長：大川人史氏（総務本部長兼オセアニア事業本部長）、滝本俊明氏（経営企画本部長、法務担当、ネットゼロ事業統括）
委員：山田大介氏（財務・経理本部長）、八方庸介氏（資材・情報システム本部長）、栗村英樹氏（技術本部長兼イノベーション本部長、HSE担当）、加藤博史氏（グローバルエネルギー営業本部長）、宮永勝氏（国内エネルギー事業本部長）、仙石雄三氏（上流事業開発本部長）、加賀野井彰一氏（水素・CCUS事業開発本部長）、渡邉章弘氏（アジア事業本部長）、細野宗宏氏（欧州・中東事業本部長）、藤井洋氏（アブダビ事業本部長）、杉山広巳氏（国内E&P事業本部長）

（サステナビリティ推進委員会）
当社グループの社会的責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する取組みを推進することを目的として、2012年4月にCSR委員会を設置しました。2021年11月には、同委員会をサステナビリティ推進委員会に改称しております。本委員会は代表取締役社長を委員長とし、代表取締役、総務本部長、経営企画本部長、コンプライアンス委員会委員長、コーポレートHSE委員会委員長から構成され、コーポレート・ガバナンスや気候変動対応を含め、サステナビリティに関する基本方針、同推進に関する重要事項等を審議します。2023年度は3回開催しました。
本書提出日現在の委員は以下のとおりであります。
委員長：上田隆之氏（代表取締役社長）
委員：川野憲二氏（代表取締役 再生可能エネルギー事業本部長、戦略プロジェクト室担当、コンプライアンス担当、海外事業統括）、大川人史氏（総務本部長兼オセアニア事業本部長）、滝本俊明氏（経営企画本部長、法務担当、ネットゼロ事業統括）、栗村英樹氏（技術本部長兼イノベーション本部長、HSE担当）

（コーポレートHSE委員会）
当社が定めたHSEマネジメントシステム規則に従い、労働安全衛生及び環境への取り組みを推進することを目的として、2008年9月17日に設置しました。本委員会はHSE担当役員を委員長とし、委員は常設組織の本部長・当社役員で構成され、HSEに関わる方針や重要事項を審議します。2023年度は10回開催しました。
本書提出日現在の委員は以下のとおりであります。
委員長：栗村英樹氏（技術本部長兼イノベーション本部長、HSE担当）
副委員長：大川人史氏（総務本部長兼オセアニア事業本部長）
委員：滝本俊明氏（経営企画本部長、法務担当、ネットゼロ事業統括）、八方庸介氏（資材・情報システム本部長）、加藤博史氏（グローバルエネルギー営業本部長）、宮永勝氏（国内エネルギー事業本部長）、仙石雄三氏（上流事業開発本部長）、加賀野井彰一氏（水素・CCUS事業開発本部長）、川野憲二氏（再生可能エネルギー事業本部長、戦略プロジェクト室担当、コンプライアンス担当、海外事業統括）、渡邉章弘氏（アジア事業本部長）、細野宗宏氏（欧州・中東事業本部長）、藤井洋氏（アブダビ事業本部長）、杉山広巳氏（国内E&P事業本部長）

（情報セキュリティ委員会）
情報セキュリティの維持・管理及び強化に必要な各種施策の検討及び決定を行うことを目的とし、2007年11月より設置しております。
本委員会は情報システム担当役員を委員長とし、情報セキュリティに関わる基本方針や重要事項を審議し、情報セキュリティに関する事故が発生した場合の対応及び再発防止策等も管理しております。2023年度は2回開催しました。
本書提出日現在の委員は以下のとおりであります。
委員長：八方庸介氏（資材・情報システム本部長）
副委員長：大川人史氏（総務本部長兼オセアニア事業本部長）
委員：滝本俊明氏（経営企画本部長、法務担当、ネットゼロ事業統括）、山田大介氏（財務・経理本部長）、栗村英樹氏（技術本部長兼イノベーション本部長、HSE担当）、仙石雄三氏（上流事業開発本部長）

（INPEX Value Assurance System (IVAS)審査会）
当社が参画する主要なプロジェクトの重要な節目において、その準備状況を確認し、プロジェクトの価値向上及び推進に関する当社の意思決定に資することを目的に2014年5月に設置しました。本審査会は技術本部長を審査会長として、新規プロジェクトの取得、既存プロジェクトについても、探鉱、評価、開発等の各フェーズにおける技術的な評価等を組織横断的に行っています。2023年度は28回開催しました。
本書提出日現在の審査会長は以下のとおりであります。
審査会長：栗村英樹氏（技術本部長兼イノベーション本部長、HSE担当）

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社経営理念に基づき、効率的な企業経営と実効性の高い監督を実現するため、業務に精通した取締役による業務執行を監査役が監査する監査役設置会社の機関設計を採用しています。また、急速に変化する経営環境及び業容の拡大に的確・迅速に対応するため、業務執行体制の更なる強化を目的として執行役員制度を導入し、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を図っております。

当社では、各国政府や国際的なエネルギー企業等との重要な交渉機会が多く、これには当社事業に関する知識・技術並びに国際的な経験を有し、業務に精通した社内出身の取締役・執行役員があたる必要があると考えており、社内出身の取締役は原則として執行役員を兼務することで、取締役会が現下の経営環境・事業環境を把握したうえで最適な業務の執行を決定するとともに、実効的な経営の監督機能を発揮する体制を確保しております。また、経営の透明性の向上と取締役会の実効的監督機能の強化を図る観点に加え、独立した立場から、自らの知見に基づく助言、経営の監督、利益相反取引の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることで社内出身者とは異なる客観的な視点を経営に活用するため、取締役全10名中5名の独立社外取締役を選任しております。

この独立社外取締役には、資源・エネルギー業界や財務・法務その他の分野において、企業経営経験者、学識経験者又はその他の専門家等として、豊富な経験と幅広い見識を有する社外の人材を選任することとしております。

また、当社の監査役は、全5名中4名が独立社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者を複数名置き、更に内部監査部門（監査ユニット）や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2024年３月26日に開催した第18回定時株主総会に関し、総会３週間前の同年３月４日に株主総会資料へのアクセス方法等を記載した通知書類（書面交付を請求した株主には株主総会資料）を発送いたしました。また、上記資料の発送に先駆け、同年２月26日に当社ホームページにおいて株主総会資料を早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2024年３月26日に第18回定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を導入しております。また、スマートフォン用ＱＲコード読み取りによる議決権行使サービス「スマート行使」を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文版の株主総会招集通知及び決議通知を作成し、和文の招集通知等と同時にTDnet及び当社ホームページに掲載しております。
その他	株主の皆様の利便性に配慮し、WEB版招集通知である「スマート招集」サービスを採用しております。 2024年3月26日に実施した第18回株主総会においては、株主総会の議事についてインターネットによるライブ配信を実施しております。また、インターネットにより株主の皆さまからの事前コメントを受け付け、関心が高い事項については株主総会当日に回答いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト（https://www.inpex.co.jp/ir/policy.html）内に、情報開示方針、情報開示に係る社内体制、社内規程の概要、IR活動状況等につき掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的に開催しております。（実地開催、オンライン等により適宜実施）。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内外のアナリスト・機関投資家向けに、決算内容や業績予想等について、半期毎に日英同時通訳のもと決算説明会を開催しております（実地開催、およびライブ配信を併用）。 その模様は、決算説明会終了後、当社ホームページのIRサイトにて日本語及び英語でオンデマンド配信をしております。 また、国内外のアナリスト・機関投資家向けに、事業内容等について、Investor Dayを随時開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア等への海外IRロードショーを実施しているほか、随時カンファレンスへの参加や個別説明を実施しております（個別訪問、電話、オンライン等により適宜実施）。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイト（https://www.inpex.co.jp/ir/）内に、主に下記の資料を掲載しているほか、最新のニュースリリース、業績・財務、原油価格・為替、株価、株式などの様々な情報を開示しております。 ・決算短信 ・決算説明会資料 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・統合報告書 ・サステナビリティレポート ・株主通信（事業活動のご報告） ・株主総会資料（招集通知/決議通知/臨時報告書）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署名：広報・IRユニットIRグループ IR担当役員：取締役専務執行役員　経営企画本部長、法務担当　ネットゼロ統括 滝本　俊明 IR事務連絡責任者：広報・IRユニット　ジェネラルマネージャー 脇田　嘉博	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社会的責任を果たし信頼される企業であり続けるための指針としてサステナビリティ憲章を、また、すべての役員及び従業員に対しては、当社グループの業務を遂行する上で適用される法令、社内規程などに加え、守らなくてはならない原則として行動基本原則をそれぞれ定めており、この中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 　また、当社グループの役員及び従業員が、経営理念やサステナビリティ憲章のもと、業務を遂行する上で守るべき行動基本原則を実践できるように、コンプライアンスを具体化するための遵守事項として、行動規範を定めており、この中でステークホルダーとの信頼関係の構築に努め、社会に貢献することを遵守事項として規定しております。 加えて、人権尊重に対する当社の姿勢を、INPEXグループ人権方針にて包括的に明示しております。 　なお、海外事務所、各プロジェクト会社の現地オフィスなどにおいては、行動規範に反しない範囲で、それぞれの国・地域の法律や慣習など、実情に応じて適宜内容を調整したうえで、固有の行動規範を策定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループのESGを含むサステナビリティ課題に対する取組みは、サステナビリティ憲章ならびにサステナビリティに関する重点テーマに則り、プロジェクトを実施する各国・各地域のステークホルダーの関心に配慮して推進されております。また、これらの取組みを推進するため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置・運営しております。 　推進体制及び具体的な活動内容は、『サステナビリティレポート』及び当社ホームページ（https://www.sustainability-report.inpex.co.jp/2023/jp/）に記載しております。 また、世界各地で事業を展開していくにあたって、事業を遂行する地域と地球の環境保全は、優先して果たしていくべき重要なサステナビリティ課題の一つであると考えております。そのため当社グループでは、環境安全方針を制定し、当社グループのHSE（健康・安全・環境）に対する取組みの基本理念を宣言しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、従業員、取引先、ビジネスパートナー、操業地域の住民をはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することをサステナビリティ憲章に定めており、この憲章に基づいて、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティーを向上させるべく、株主や投資家の皆様に向けたＩＲ活動、株主総会やホームページ、広報活動等を通じた情報の積極的且つタイムリーな開示・発信を行っております。また、従業員向けには常時更新型のウェブ社内報を提供することで、常に情報発信の充実に加えて異なる部署間、拠点間のコミュニケーション促進に努めております。社内体制については、適時開示体制を体系的に整理した「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理、伝達・開示プロセス等を定め、情報開示体制を強化しております。なお、情報開示方針等は当社ホームページのＩＲサイト内（https://www.inpex.co.jp/ir/policy.html）に掲載しております。

その他	INPEX HR VISION 　当社グループがグローバル企業として責任ある経営を持続的に実施していくためには、働く人材の多様化とグローバルに価値観を共有できる人材の育成が重要であると考えております。その実現に向けて人事部門では、各国の人事部門責任者と協議を重ね策定した、4つの柱からなる「INPEX HR VISION」を当社グループ人事部門共通のビジョンとして制定しております。 この4つの柱を中核として、各種人事施策をグローバルな視点で推進し、従業員の能力向上とチームとしての成果の実現へとつなげることで、高い国際競争力を有する組織づくりに取り組んでおります。 INPEXバリューの展開と「Employer of Choice」に向けて 　当社グループでは、年齢・性別・国籍等に関わらず、従業員一人ひとりが自身の力を発揮するために、当社グループの役員及び従業員が共通に大切にする価値観として制定した「INPEXバリュー」を実践することが重要と認識しております。 また、役員・従業員向けに心理的安全性セミナーを定期的に開催し、オープン社長室やタウンホールミーティングを開催するほか、チームビルディングなどを通じてコミュニケーションを活性化させることで、自由闊達に意見を出しあい、イノベーションを起こせる組織文化を作り上げ、グローバルレベルでの「最高に働きがいのある会社“Employer of choice”」を目指しております。 グループ連携の強化 　当社グループが激変するビジネス環境下において永続的に成長していくためには、従業員の約40%を占める外国籍従業員が、これまで培った知識や経験を活かし、それぞれの良さ・強みを融合していくことで成長・イノベーションを実現させるため協働していくことが重要と考えております。具体的には、個別のプロジェクト推進にあたり当社従業員と海外子会社従業員が混在する組織構築や、様々な部門でグローバルワークショップ会議、技術交流のための会議などを定期的に開催し、当社グループ全体で知見や経験を共有し、ベストプラクティスを追求する取り組みを継続して実施しております。 また、人材育成においては、各国の事情に合わせたリーダーシッププログラムやスキル系研修を実施して人材の育成を支援しているほか、海外現地法人等の従業員で将来を担う人材を対象として視野拡大やグループの一体感醸成を目的に本社研修プログラムを設けております。本プログラムはコロナ禍で中断しておりましたが、2023年に再開し、豪州より7名の従業員を受け入れております。 「最高に働きがいのある会社」になるために注力している主な取り組み <自律的な働き方> 当社では、従業員の意欲を引き出しつつ適切な人材配置と任用につなげていくため、ラインマネジメント職の任期制、社内公募制度、社内副業制度等を導入しているほか、年齢や職歴ではなく、就いている職責・役割に応じて処遇が決まる人事制度を採用しております。 <多様性の推進> ①　当社グループは、行動規範で人種、性別、性的指向、性自認、年齢などによる差別を行わないことを規定し、INPEX LGBT ALLYによる活動などを通じてダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョン施策を推進しております。なお、当社では、この継続的取り組みが評価され、職場におけるLGBTQ＋などの性的マイノリティへの取組みの評価指標「PRIDE指標」において、2019年度からゴールド又はシルバーを受賞しております。 ②　当社グループでは、全ての職種において女性が活躍しているものの、依然として職種による偏在及び女性管理職割合が低いことが課題であると認識しており、2025年度中に2021年女性管理職比率の約2倍である6%とすることを目指します。この課題解決に向け、当社においては女性管理職となり得る人材を一層積極的にキャリア採用していくとともに、新卒採用者における女性学生対象のイベント参加などの女性母集団形成に向けた施策の継続実施を通じ、毎年の新規採用者の女性割合が30%以上になるように取り組んでまいります。 ③　また、外国人及びキャリア採用者の管理職比率については、現状の比率以上とすることを目標とし、今後も引き続き、適材適所の人材登用をしていく方針を維持していきます。 なお、育児休業取得率について、男性の育児休業取得率は70%を超えており、引き続き取得率向上に向けて支援を継続し、在宅勤務やコア無しフレックスタイム制度など育児介護などの事情に応じた多様な働き方を実現していきます。 <健康経営> 当社グループは、従業員一人ひとりの心身の健康管理を経営課題として捉え、2018年9月に「INPEXグループ健康宣言」を社内外に発信すると共に、従業員の一層の健康保持・増進に向けた取り組みを進めております。 具体的には世界共通の課題としてメンタルヘルス対策強化と認識し、eラーニング、医師との連携、職場復帰フォローなどの取り組みを推進しています。また、がん等の難病に罹患した従業員の業務との両立支援など他の健康維持に向けた取り組みも行っており、各国または各グループ会社の文化や慣習等の実情を踏まえながら、当社グループ全体において、より一層の健康保持・推進、Well-beingへのニーズに応える職場づくりに向けた取り組みを進めております。 なお、当社では「健康経営推進委員会」を設置して、全社一体となって戦略的に健康経営を推進している取り組みにより、2020年から2023年まで「健康経営銘柄」に4年連続（4回目）、「健康経営優良法人（大規模法人部門）（ホワイト500）」に2019年から2023年まで5年連続（5回目）で選定されております。 <安全> 当社グループでは、事業の特性上、何にも増して安全を優先したうえで安定的に生産操業することが企業の持続的発展の礎となることから「安全」を重要視しております。「今日も笑顔で、家に帰るために」をモットーに安全な職場づくりに取り組んでおり、「Anzen Dai Ichi - “Safety Number One”」が海外拠点においても浸透しています。 また、INPEXバリューの一つである「安全第一」を実現するため、経営陣が国内外の当社グ

	ループ操業現場へ直接赴き現場作業のリスクを肌で理解するとともに、HSEの重要性の意義を直接操業現場に伝え、操業現場で勤務する一人ひとりが改めて安全の大切さを認識する機会としてのHSEマネジメントサイトビジットを継続して実施しております。これらの活動を通じて安全文化を醸成し、より一層の全社的な労働災害の未然防止と無事故をベースとした安定操業に努めていきます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備についての決定内容］
当社の取締役会は「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」について以下のとおり決議しております。
a 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、サステナビリティ憲章及び行動基本原則を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。
当社は、コンプライアンス担当役員及び常設組織の本部長又は担当役員等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や重要事項を審議し、その実践状況を管理するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図ることで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備する。
また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。
社長直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、年度毎に内部監査計画を策定し、同計画及び内部監査結果について定期的に取締役会並びに常勤監査役及び監査役会へ報告する。
さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適正に運用するとともに、その有効性の評価を行う。
b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適正に保存及び管理する。
c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。
さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。
d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。
(1) 重要事項の決定については、常勤の取締役、役付執行役員等で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適正に業務執行を行う。
(2) 日常の職務遂行については、取締役会規程その他の社内規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。
また、取締役会は、長期の経営戦略と中期の経営計画を策定するとともに、その進捗状況の報告を受ける。
当社は、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図るため取締役等を本部長とする本部制を採用しているが、各本部等は、経営計画等を実現するため、重要なリスクとその対処方針に留意しつつ、事業環境に応じた主要なマイルストーンとなる取組みを推進し、経営会議は、その進捗状況の報告を受ける。
e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求め、又は承認する。
ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社におけるリスク管理について、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。
また、当社は、子会社に対して当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力するよう求め、かかる監査等を通じ、子会社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、子会社に対して環境の変化に応じた不断の見直しを求める。
ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、当社グループ全体において、長期の経営戦略と中期の経営計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、当社の各社内規程等に準じ、以下の点に留意して事業運営を行うよう求める。
(1)子会社における重要事項の決定については、子会社の取締役会又は取締役合議にて決定を行う。
(2)子会社の日常の職務執行については、子会社における職務権限を定めた規程に基づいて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。
ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を構築し、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知徹底する。
当社は、子会社の協力を得て、子会社に対し、当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を実施する。
当社は、子会社において取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結する。
f 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人を置く。
当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分は、事前に常勤監査役の同意を必要とする。
g 当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。
また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議の回付等を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。
当社グループの内部通報制度においては、コンプライアンス担当役員は、当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者並びに使用人及び退職後1年以内の使用人からの内部通報の状況について、速やかに当社の常勤監査役に対して報告する。

h 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。
また、当社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。
i 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
j その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。併せて、当社は、監査役と社外取締役との定期会合の機会を確保し、相互連携と情報共有の充実を図る。
また、当社は、監査役が内部監査部門とも連携し、定期的に報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。
さらに、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携が取れるようにする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断することとしております。併せて、平素より関係行政機関、業界団体及び地域企業からの情報収集に努めるとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関や法律の専門家と緊密に連携し、毅然とした態度で対応します。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（甲種類株主総会）の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式の内容につきましては、前記「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」をご参照下さい。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティーを向上させるべく、プレスリリース等の広報活動やホームページを通じた情報の適時・適切・公平な開示を行うとともに、株主や投資家の皆様とのエンゲージメントや株主総会を通じて、当社グループへの理解促進を図っております。

1. 社内体制

当社は適時開示に係る「情報取扱責任者」として経営企画本部長を指名し、また、適時開示の実務に係る担当部門として広報・IRユニットを設置しております。

また、適時開示体制を体系的に整理した社内規程「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理・収集、開示プロセス、開示方法等を定めるなど、情報開示体制を強化しております。

2. 適時開示手続

当社の適時開示の対象となる情報の開示手続は以下のとおりです。

⑴ グループ会社を含めた役員等並びに全部門の責任者は、重要な会社情報若しくは重要情報またはそれらに該当する可能性のある情報を知ったときには、直ちに広報・IRユニットの責任者を通じて「情報取扱責任者」に報告する旨、「会社情報開示規程」に定めております。

⑵ 上記を補うべく、広報・IRユニットの責任者は、重要な会社情報及び重要情報を収集するため経営会議に同席しております。また、グループ会社に対しては、社内規程「グループ経営管理規程」において、当社の事前承認を必要とする事項や都度報告を行うべき事項を定めております。

⑶「情報取扱責任者」である経営企画本部長並びに広報・IRユニットは、開示対象となる情報（決定事実、発生事実、決算情報等）を網羅的に収集し、社内規程「職務権限規程」に基づき、取締役会決議事項の開示については取締役会において、それ以外の開示については経営会議において決議した上で、経営企画本部長の指示により開示を行います。発生事実等、緊急を要する情報の開示に関しては、社長の承認をもって開示いたします。

⑷ 社内規程「内部者取引防止規程」に従い、重要な会社情報及び重要情報の管理の徹底及びインサイダー取引の防止に努めております。

3. 適時開示のモニタリング体制

社長直属の監査ユニットは、内部監査及び内部統制報告制度に基づく評価を通じて、適時開示体制の整備・運用状況をチェックしております。

【コンプライアンス】

当社は、企業の持続的な発展に必要不可欠なコンプライアンス体制を体系的に整備し、法令遵守・企業倫理の徹底に努めております。具体的には、グループ全体として一貫した取組みを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や計画、そして重要事項を審議し、コンプライアンスの実践状況を管理しております。また、サステナビリティ憲章の下、業務を遂行する上で例外なくすべての役員・従業員が守るべき行動基本原則、さらにこの原則を実践するための行動規範を定めております。また、各部署に配置したコンプライアンス推進担当者とコンプライアンスを統括する部署との会合を半期毎に開催するなど、職場全体としてのコンプライアンス活動の拡充・強化に取り組んでおります。

コンプライアンスに関する重大な事案が発生した場合には、コンプライアンス担当役員やコンプライアンス委員会が迅速に対応策を検討、実施する体制を確立しております。コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会は、監査役や監査役会、会計監査人、内部監査部門(監査ユニット)並びに子会社などの相当する機関または部署と連携し、(1)コンプライアンスに関する施策の立案・実施、(2)実施状況のモニタリング、(3)コンプライアンス意識の啓発、(4)違反についての報告受付と調査、(5)違反に対する中止勧告そのほかの対応、(6)違反の再発防止策の策定などを行っております。

その他、グループ全体に適用される内部通報制度を整備するとともに、業務テーマ別、階層別の社内コンプライアンス研修を定期的に実施しています。さらに、海外事務所においては、各国の法令・文化に沿った行動規範を整備・運用し、グローバルなコンプライアンス体制の強化を進めております。

【ＨＳＥマネジメントシステム】

当社グループでは、ISO9001、ISO14001、ISO45001及びIOGP（国際石油・天然ガス生産者協会）のガイドラインを参照し、健康（Health）、安全（Safety）、環境（Environment）への取組みを包括したHSEマネジメントシステムのもと、労働安全衛生、プロセスセーフティ、環境保全活動の継続的改善に努めております。

同システムは、環境安全方針、HSEマネジメントシステム規則、各種要領及び指針群からなる文書で構成され、HSE委員会やHSE担当部門からなる組織で運用・管理されております。

【情報セキュリティ対策】

当社グループでは、保有している情報の機密性、完全性及び可用性の維持に向けて、「情報セキュリティ基本方針」を定めております。さらに、全社統括組織として設置された情報セキュリティ委員会のもと、関連する諸規程の制定や管理体制の整備、情報資産を守るために必要なシステム的・物理的・人的な対策を計画的に講じております。

内部からの情報漏えい対策として、システム的な対策だけでなく、社内の情報セキュリティ意識を高め、「情報資産」を適切に取り扱う価値観や風土を会社文化として根付かせるための活動を実施しております。また外部からの攻撃を検知、防止するシステム的な対策に加え、インシデントの

速やかな対処・是正のため24時間365日体制での監視を行い、また対応組織としてCSIRT（Computer Security Incident Response Team：シーサート）の構築・運用を行っております。
　当社は、企業の社会的責任を果たすべく、当社グループ内の連携を強化しながらコーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、グループの総合力を向上させていく所存であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図

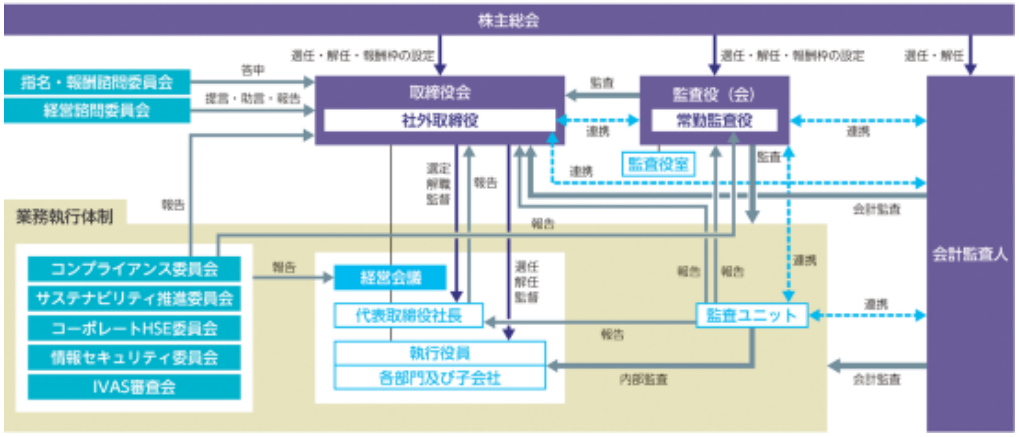

適時開示に係る社内体制図

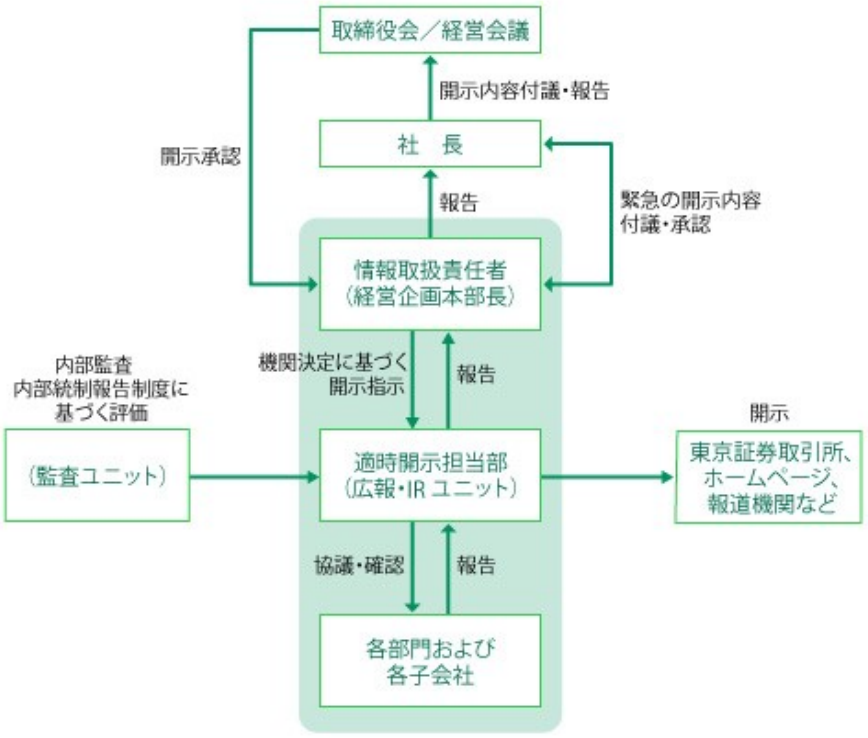

コーポレートガバナンス・コード各原則に関する当社の取り組みについて

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則・補充原則を全て実施しておりますが、その実施状況は以下のとおりです。

基本原則	原則	補充原則	コーポレートガバナンス・コードの内容	当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針(以下、基本方針)、本報告書等における記載箇所
基本原則1	株主の権利・平等性の確保			
	1-1		株主の権利の確保	基本方針 5 条 1 項
				本報告書 Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
		1-1①	株主総会の反対票の原因分析と株主との対話等の要否	基本方針 5 条 2 項
		1-1②	株主総会決議事項の取締役会への委任にあたっての体制整備	定款 10 条、41 条、49 条、53 条 https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/pdf/articles_jp.pdf
				基本方針 16 条 1 項、3 項 なお、本報告書提出日時点の取締役会に占める社外取締役の割合は 50%、監査役も含めた取締役会構成員としての独立社外者の割合は 60%であります。
		1-1③	株主の権利行使への配慮	基本方針 5 条 1 項 株式取扱規程 https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/pdf/regulations_jp.pdf
	1-2		株主総会における権利行使	基本方針 4 条 1 項
				基本方針 4 条 4 項
				本報告書 Ⅲ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
		1-2①	株主が適切な判断を行うことに資する情報の適確な提供	基本方針 4 条 2 項
				基本方針 4 条 4 項
		1-2②	招集通知の早期発送、発送前の TDnet や自社ウェブサイトによる電子的公表	基本方針 4 条 2 項
				本報告書 Ⅲ1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
		1-2③	株主総会関連日程の適切な設定	基本方針 4 条 3 項
		1-2④	議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳	基本方針 4 条 4 項
		1-2⑤	信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の株主総会での議決権行使(議決権行使に関する検討)	基本方針 4 条 5 項
	1-3		資本政策の基本的な基本方針	基本方針 6 条
				INPEX Vision @2022 https://www.inpex.co.jp/company/midterm.html
	1-4		政策保有株式	基本方針 7 条
				本報告書 Ⅰ1.コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
		1-4①	政策保有株主との関係	当社は、当社株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げることは行っておりません。
		1-4②	政策保有株主との取引	当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような

基本原則	原則	補充原則	コーポレートガバナンス・コードの内容	当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針(以下、基本方針)、本報告書等における記載箇所
				取引を行っておりません。
	1-5		買収防衛策	基本方針 8 条 基本方針別紙 1
		1-5①	公開買付けに対する考え方	当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明し、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じないこととしております。
	1-6		株主の利益を害する可能性のある資本政策	当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うこととしております。
	1-7		関連当事者間の取引	基本方針 9 条
基本原則2	株主以外のステークホルダーとの適切な協働			
	2-1		中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	基本方針 2 条 経営理念 https://www.inpex.co.jp/company/philosophy.html
	2-2		会社の行動準則の策定・実践	基本方針 10 条 1 項 INPEX バリュー https://www.inpex.co.jp/company/value.html 基本方針 10 条 2 項 行動基本原則 https://www.inpex.co.jp/company/policy.html
		2-2①	行動準則の定期的レビュー	サステナビリティレポート コンプライアンスマネジメント体制 https://sustainability-report.inpex.co.jp/2023/jp/compliance/framework-of-compliance.html
	2-3		社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題	基本方針3条 1 項
		2-3①	サステナビリティーを巡る課題への積極的・能動的取組み	基本方針3条 2 項 サステナビリティ憲章 https://www.inpex.co.jp/company/philosophy.html 本報告書 Ⅲ3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況　環境保全活動、CSR 活動等の実施
	2-4		社内の多様性の確保	サステナビリティレポート　人的資本　基本的な考え方
		2-4①	多様性の確保に向けた目標と状況の開示及び、人材育成基本方針、社内環境整備基本方針とその実施状況の開示	本報告書 Ⅲ　3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況　その他
	2-5		内部通報	基本方針 10 条 3 項
		2-5①	内部通報窓口の設置、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止の規律の整備	本報告書 Ⅳ 1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備についての決定内容 　前号の報告をした者が当該報告をしたこと

基本原則	原則	補充原則	コーポレートガバナンス・コードの内容	当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針(以下、基本方針)、本報告書等における記載箇所
				を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
	2-6		企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮	本報告書 Ⅰ1.コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
基本原則3	適切な情報開示と透明性の確保			
	3-1		情報開示の充実	
	(ⅰ)		会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画	基本方針2条
				基本方針 15 条
				本報告書 Ⅰ1.コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
	(ⅱ)		本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針	基本方針 2 条
	(ⅲ)		取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての基本方針と手続	基本方針 27 条
	(ⅳ)		取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての基本方針と手続	基本方針 25 条
				基本方針 28 条
	(ⅴ)		取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明	(取締役)第 18 回定時株主総会招集ご通知 (監査役)第 17 回定時株主総会招集ご通知 https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html
		3-1①	上記の情報開示に係る記述	当社は、上記(i)から(v)について、利用者にとって付加価値の高い開示となるよう留意しております。
		3-1②	英語での情報開示・提供	当社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行っております。 https://www.inpex.co.jp/english/
		3-1③	サステナビリティについての取組み等	本報告書 Ⅰ1.コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 サステナビリティレポート https://sustainability-report.inpex.co.jp/2023/jp/
	3-2		外部会計監査人	基本方針 23 条
		3-2①	監査役会のとるべき対応	基本方針 22 条(1)
		(ⅰ)	外部会計監査人(候補)の選定・評価基準の策定	
		(ⅱ)	外部会計監査人の独立性・専門性の確認	
		3-2②	取締役及び監査役会のとるべき対応	本報告書 Ⅱ2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) c) 監査役の活動状況
		(ⅰ)	十分な監査時間の確保	
		(ⅱ)	外部会計監査人の経営陣幹部へのアクセス確保	当社は外部会計監査人と代表取締役社長等との面談等の機会を確保しております。
		(ⅲ)	外部会計監査人と監査役・内部監査部門・社外取締役との連携確保	本報告書 Ⅱ 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)(会計監査人との連携) コーポレート・ガバナンス体制図
		(ⅳ)	外部会計監査人が不正を発見した場合等の会社側の対応体制の確立	
基本原則4	取締役会等の責務			
	4-1		取締役会の役割・責務(1)	基本方針 14 条 2 項
		4-1①	経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示	基本方針 14 条 3 項
		4-1②	中期経営計画の実現への努力と未達時対応	基本方針 15 条 3 項

基本原則	原則	補充原則	コーポレートガバナンス・コードの内容	当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針(以下、基本方針)、本報告書等における記載箇所
		4-1③	最高経営責任者等の後継者計画の監督	基本方針 32 条
	4-2		取締役会の役割・責務(2)	基本方針 27 条 2 項
		4-2①	中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定	
		4-2②	サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定	基本方針 3 条
	4-3		取締役会の役割・責務(3)	
		4-3①	会社の業績等の評価を踏まえた公正かつ透明性の高い手続に従った経営陣幹部の選任や解任の実行	基本方針 25 条 1 項 基本方針 25 条 2 項
		4-3②	CEO 選任手続きの確立	定款 35 条 基本方針 32 条
		4-3③	CEO 解任手続きの確立	基本方針 25 条 3 項
		4-3④	内部統制、リスク管理体制の整備、監督	基本方針 18 条
	4-4		監査役及び監査役会の役割・責務	基本方針 20 条
		4-4①	監査役会の独立性と高度な情報収集力とを組み合わせた実効性の向上 監査役(会)と社外取締役との連携確保	基本方針 21 条 基本方針 28 条 基本方針 22 条 (1)(2)(3)
	4-5		取締役・監査役等の受託者責任	基本方針 24 条
	4-6		経営の監督と執行	基本方針 26 条
	4-7		独立社外取締役の役割・責務	
	4-8		独立社外取締役の有効な活用	基本方針 16 条 1 項 第 18 回定時株主総会招集ご通知 https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html
		4-8①	独立社外役員の情報交換・認識共有	社外取締役と監査役の定期会合、監査役と代表取締役の会合、社内取締役による業務説明会などを継続的に実施することにより、独立社外役員の情報交換・認識共有の機会を確保しております。
		4-8②	独立社外取締役と経営陣・監査役(会)の連携・体制整備	社外取締役と監査役の定期会合、監査役と代表取締役の会合、社内取締役による業務説明会などを継続的に実施することにより、独立社外取締役と経営陣・監査役(会)の連携・体制を整備しております。
		4-8③	支配株主を有する上場会社における特別委員会の設置	該当なし
	4-9		独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	基本方針 29 条 基本方針別紙 2
	4-10		任意の仕組みの活用	基本方針 13 条 3 項
		4-10①	指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言	
	4-11		取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	基本方針 16 条 1 項 基本方針 16 条 3 項 第 18 回定時株主総会招集通知 https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html 基本方針 28 条 1 項
		4-11①	取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続	基本方針 16 条 1 項 基本方針 16 条 3 項
		4-11②	取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況の毎年開示	基本方針 30 条 第 18 回定時株主総会招集ご通知 https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html
		4-11③	取締役会全体の実効性についての分析・評価	基本方針 19 条

基本原則	原則	補充原則	コーポレートガバナンス・コードの内容	当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針(以下、基本方針)、本報告書等における記載箇所
			と結果開示	本報告書 Ⅰ1.コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
	4-12		取締役会における審議の活性化	基本方針 17 条
		4-12①	取締役会の審議活性化に係る確保すべき事項	
		(ⅰ)	事前配布	
		(ⅱ)	その他資料提供	
		(ⅲ)	年間スケジュール等決定	
		(ⅳ)	審議項目数や開催頻度の設定	
		(ⅴ)	審議時間の確保	
	4-13		情報入手と支援体制	基本方針 31 条
		4-13①	取締役の情報提供要請、監査役の情報入手	
		4-13②	会社の費用負担による外部専門家の助言	
		4-13③	内部監査部門と取締役・監査役との連携、社外取締役、社外監査役への情報提供のための工夫	
	4-14		取締役・監査役のトレーニング	基本方針 33 条
		4-14①	社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の会社の事業等を理解する機会の確保	
		4-14②	トレーニング方針の開示	
基本原則5	株主との対話			
	5-1		株主との建設的な対話に関する方針	基本方針 34 条 基本方針別紙3
		5-1①	経営陣幹部または取締役(社外取締役を含む)による面談	本報告書 Ⅰ1.コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
		5-1②	建設的な対話促進のための方針の内容	
		(ⅰ)	対話全般を統括等する経営陣/取締役の指定	
		(ⅱ)	対話を補助する社内の有機的連携方策	
		(ⅲ)	個別面談以外の対話手段充実の取り組み	
		(ⅳ)	対話で把握した株主意見・懸念の経営陣幹部および取締役会へのフィードバック方策	
		(ⅴ)	インサイダー情報管理方策	基本方針別紙 3
		5-1③	株主構成の把握	当社は毎年 6 月末日及び 12 月末日における株主名簿について、実質株主の判明調査を実施し、自らの株主構造の把握に努めております。
	5-2		経営戦略や経営計画の策定・公表	INPEX Vision @2022 https://www.inpex.co.jp/company/midterm.html
		5-2①	事業ポートフォリオ	